

新型コロナウイルス感染症関連の給付金・助成金のご紹介

新型コロナウイルスに関連して政府等から個人や、法人向けに給付金や助成金の制度が打ち出されていますので、この記事では個人・法人に対する省庁等からの給付金・助成金の一部をご紹介します。

・持続化給付金（中小企業庁）

⇒政府において、新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金が支給される制度です。2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月がある事業者が対象となります。

■ 最大給付額 <中小法人等> 200万円 <個人事業者等> 100万円

・経営持続化臨時特別支援金（札幌市）※名称は異なりますが同様の制度を実施している市町村があります。

⇒新型コロナウイルス感染症の拡大防止と事業継続に取り組んでいただいている事業者の皆様を支援するため、北海道と札幌市が共同で新たに「支援金A」と「支援金B」を設定しています。

支援金A：道の休業要請等にご協力いただいた事業者

支援金B：道の休業要請対象外で、ひと月の売上が前年同月から50%以上減少した事業者

■ 給付額 各10万円 ※支援金A・Bの両方を受け取ることは出来ません。

・家賃支援給付金（中小企業庁）

⇒5月の緊急事態宣言の延長などにより、売上の減少に直面するみなさまの事業の継続を支え、地代・家賃（賃料など）の負担を軽減するための給付金が給付されます。

給付額		
法人に <u>最大600万円</u> 、個人事業者に <u>最大300万円</u> を一括支給。		
算定方法	申請時の直近1ヵ月における支払賃料（月額）	
	に基づき算定した給付額（月額）の6倍	
	支払賃料（月額）	給付額（月額）
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円（月額）が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円（月額）が上限

申請期限に注意！

新型コロナウイルスに関する各種給付金や融資は、いつでも申請出来るわけではありません。同じ給付金でも地域によって受付期間が異なったり、今後、申請条件が急に変更される場合があります。

これから申請する予定の方は、出来るだけお早めに申請することをお勧めします。

主な給付金・融資とその申請期限は下記の通りとなります。その他の各種給付金や融資は交付する行政機関や各自治体のホームページやパンフレットでご確認下さい。



【給付金】

- ・ 持続化給付金（中小企業庁）最大 法人200万/個人100万・・・令和3年1月15日まで
- ・ 家賃支援給付金（中小企業庁）最大 法人600万/個人300万・・・令和3年1月15日まで
- ・ 経営持続化臨時特別支援金（北海道・札幌市）

（1）支援金A（休業要請あり）10万・・・既に受付終了（令和2年8月31日まで）

※ ただし、道の「休業協力・感染リスク低減支援金」を既に受けられている方（支給通知書をお持ちの方）については、まだ申請が可能です。「休業協力・感染リスク低減支援金」については令和2年7月31日をもって受付が終了しました。

（2）支援金B（休業要請なし）10万・・・令和3年1月31日まで

- ・ 雇用調整助成金（ハローワーク）最大 一人一日15,000円・・・令和2年9月30日まで

【融資】

- ・ 新型コロナウイルス感染症特別貸付（政策公庫）最大 8,000万円・・・期限なし
- ・ 衛生環境激変特別貸付（政策公庫）変動事由ごと1,000万円・・・令和3年3月31日
- ・ 新型コロナウイルス緊急資金（札幌市）最大 500万円・・・令和3年3月31日
- ・ 新型コロナウイルス対応支援資金（札幌市）最大 1億円・・・令和3年3月31日

※ 令和2年9月15日時点の情報です。